

横浜市霧が丘地域ケアプラザ
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人奉優会が運営する横浜市霧が丘地域ケアプラザ（以下、「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員及び介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において、排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（以下、「認知症対応型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護者等となることの予防又はその軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 横浜市霧が丘地域ケアプラザ
- 二 所在地 横浜市緑区霧が丘3丁目23番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

(1 単位目)

二 生活相談員 2 名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、認知症対応型通所介護等の業務に従事するとともに、事業所に対する認知症対応型通所介護等の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画（以下、「認知症対応型通所介護計画等」という。）の作成の補助等を行う。

三 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

四 介護職員 1 名以上

介護職員は、認知症対応型通所介護等の業務に当たる。

五 看護職員 1 名以上

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日： 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。

二 営業時間： 8：30～18：30

2 事業所のサービス提供時間は次のとおりとする。

一 サービス提供時間： 9：30～18：00

(認知症対応型通所介護等の利用定員)

第 6 条 認知症対応型通所介護等の利用定員は次のとおりとする。

12 名

(認知症対応型通所介護等の内容)

第 7 条 認知症対応型通所介護等の内容は、次の通りとする。

- 一 日常生活上の世話又は支援
- 二 食事の提供
- 三 入浴
- 四 機能訓練
- 五 レクリエーション
- 六 健康チェック
- 七 送迎
- 八 相談

(認知症対応型通所介護等の利用料その他の費用の額)

第8条 認知症対応型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う通所介護等に要した交通費は、徴収しない。

3 利用者の希望によるその他の費用

一 昼食代 700円 おやつ代 100円

二 教養娯楽費 実費

三 急なキャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。

前日の午後6時までに連絡がない場合 昼食代相当額

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、

緑区（霧が丘・長津田みなみ台・長津田町・長津田・いぶき野・十日市場町・新治町・三保町）

旭区（若葉台）

とする。

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者が認知症対応型通所介護等の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

一 機能訓練を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと

二 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること

三 利用をキャンセルする場合には、前日の午後6時までに連絡していただくこと

（緊急時等における対応方法）

第12条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第 13 条 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年 2 回以上定期的に行う。

(個人情報の保護)

第 15 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、認知症対応型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人奉優会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 19 条（第三者評価の実施）

第三者評価 実施状況	実施の有無
	無

附則

- この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。